

福岡市立小・中学校特別教室空調整備 P F I 事業者検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）に基づき、福岡市立小・中学校特別教室の空調整備（以下、「事業」という。）を実施するにあたり、専門的かつ客観的な視点から事業者選定に関する評価項目・審査基準等について検討等を行うため、「福岡市立小・中学校特別教室空調整備 P F I 事業者検討委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 実施方針に関すること。
- (2) 特定事業の選定に関すること。
- (3) 事業者募集要項及び事業者選定基準に関すること。
- (4) 事業者及び事業提案書の審査に関すること。
- (5) その他事業の推進に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる5人以内の委員をもって構成し、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育委員会事務局の職員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、特定事業に係る契約を締結した日までとする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員の責務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育環境部空調設備整備担当において行う。

(実施の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員の意見を聴いて別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から実施する。